

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則

発出年月日：平成12年1月25日

文書番号：沖縄県公安委員会規則3

公表範囲：全文

(没収保全等を請求することができる司法警察員)

第1条 沖縄県警察に勤務する警察官のうち、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）第19条第3項、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第35条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第1項の規定による沖縄県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

- (1) 沖縄県警察本部長の職にある者
- (2) 沖縄県警察本部の生活安全部、刑事部、交通部又は警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官
- (3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

(証票)

第2条 前条各号に掲げる者は、麻薬特例法第19条第1項若しくは第2項、不正競争防止法第35条第1項若しくは第2項又は組織的犯罪処罰法第22条第1項若しくは第2項に規定する処分の請求をするに当たり、裁判官の要求があったときは、沖縄県公安委員会が交付する別記様式の証票を提示しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成12年2月1日から施行する。
- 2 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年沖縄県公安委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成27年12月15日沖縄県公安委員会規則第10号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。